

第31回大阪府環境審議会の開催結果の概要

日 時：平成 18 年 8 月 25 日（金）

場 所：ホテル京阪京橋

1．会長の選任について

大阪府環境審議会条例（以下、「条例」という。）第4条第1項に基づき、出席委員の選挙により、南努委員（大阪府立大学学長）が会長に選任された。また、同条第3項に基づき、南会長が、池田敏雄委員（関西大学教授）を会長代理に指名した。

2．第9次鳥獣保護事業計画の改定について（諮問、答申）

新たに泉佐野中銃猟禁止区域の追加及び石川銃猟禁止区域を再指定するため（併せて約690ha）、第9次鳥獣保護事業計画（平成14年度～18年度）の改定について諮問。

その結果、改定案が妥当であるとの答申をいただいた。

3．第10次鳥獣保護事業計画の策定について（諮問）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、平成19年度～23年度を計画期間とする新たな鳥獣保護計画の策定について諮問。

審議の結果、条例第6条第1項第3号で規定する野生生物部会で調査審議することとなった。

4．揮発性有機化合物・化学物質対策部会の中間報告について

平成18年3月に開催された第30回環境審議会において知事から諮問のあった、「揮発性有機化合物及び化学物質対策のあり方」については、専門的見地からの検討を行う揮発性有機化合物・化学物質対策部会が設置され、検討を行っている。このたび、4回にわたる部会での検討結果について、内山部会長から中間報告があり、その内容について審議を行った。

報告では、対策の基本的な考え方について、化学物質対策としては、規制物質の見直し、PRTR法等との整合を図り、法の規定を補完する新たな化学物質適正管理制度の構築。揮発性有機化合物対策としては、条例規制等の課題の改善、自主的取り組みの促進、大気汚染緊急時措置を柱として説明された。

5．温泉部会における決議事項の報告について（部会報告）

平成18年8月23日に開催された温泉部会の内容について、益田部会長代理から報告がなされた。

温泉法に基づく温泉掘削の許可申請12件のうち、10件は許可することに支障ないが、残りの2件については、近隣の温泉への影響があるとして定められた制限距離内に、別

の申請があるという理由により許可することが適切でないと判断されたこと。

また、動力装置の許可申請 5 件のうち、4 件は許可することに支障ないが、残り 1 件は揚湯量が過大で、周辺も含めた地域での温泉資源に影響があるとの理由により許可することが適切でないと判断されたことが報告された。

6 . 水質測定計画部会運営要領の改正について

堺市長が本年 4 月から審議会委員の就任に伴い、水質測定計画部会に堺市長が参画できるよう同部会運営要領が改正された。